

聖籠町「週休2日適用工事（交替制）」試行実施要領の解説

1 はじめに

本解説は、試行実施要領の適用上の留意点を解説するもので、試行実施要領等より引用・抜粋を行った部分については、実線囲みで示している。

2 実施要領の解説

3 用語の定義

(1) 週休2日交替制

- ① 完全週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保する取組をいう。
- ② 月単位の週休2日交替制とは、対象期間の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。
- ③ 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

(2) 対象期間

現場着手日から現場完了日までの期間をいう。

なお、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は含まない。

【解説】

- 現場着手日とは、工事施工範囲内で何らかの作業（現場事務所等の設営及び起工測量等の準備工事を含む）に着手した日をいう。
- 現場完了日とは、工事施工範囲内で全ての作業（後片付けを含む）が完了した日をいう。
- 他に対象期間に含まない場合としては、「工事事故等による不稼働期間」、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」が挙げられる。
- 現場着手日の前や現場完了日の後に行う書類作成・整理期間は、対象外とする。
- 発注者は、やむを得ず対象外とする期間を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を施工条件総括表に明示するものとするが、災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

(3) 週休2日の達成判断

- ① 完全週休2日交替制とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（2日／7日）以上の水準の状態をいう。
- ② 月単位の週休2日交替制とは、対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。
- ③ 通期の週休2日交替制とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。
- ④ なお、降雨、猛暑、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

【解説】

- 休日率の算定において、施工体制台帳上の元請け・下請けの技術者及び技能労働者を対象とする。ただし、非常勤（臨時）で従事する者、一時的に従事した技術者及び技能労働者は除く。
- 下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。
- 施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議により対象期間について適宜設定するものとする。

【週単位の平均休日率の算出】

技術者・技能労働者の一人あたりの休日日数の割合（％）

$$= 1 \text{ 週間の技術者・技能労働者の休日日数} \div 1 \text{ 週間の工期日数}$$

$$\text{平均休日率（％）} = 1 \text{ 週間の全ての技術者・技能労働者の休日日数の割合の合計} \div 1 \text{ 週間の全ての技術者・技能労働者数の合計}$$

- ・工期日数とは、工事着手日から現場完了日までの期間で技術者及び技能労働者の従事期間（1週間毎）とする。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
- ・下請けの場合、工期日数は施工体制台帳上の工期から対象外の期間を除いて設定する。

(週単位の休日率の算出例)

1 週目

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均休日率
A建設	●●	30	9	30.0%	28.7%
	■	30	8	26.7%	
B建設 (一次下請)	○○	25	7	28.0%	
	□□	20	6	30.0%	
月ごとに実績を確認					4週8休以上

月ごとに休日率を確認

2週目

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均休日率
A建設	●●	30	8	26.7%	27.8%
B建設(一次下請)	○○	25	7	28.0%	
C建設	××	18	5	27.8%	
(二次下請)	△△	14	4	28.6%	
月ごとに実績を確認					4週8休×

月ごとに休日率を確認

※ 従事期間が7日未満の場合は、算定の対象外とする。

また、特定の技術者・技能労働者が偏った休日を取得することがないように留意すること。

(週単位に対象工種・確認対象期間)



※ 工種ごとに毎週の達成状況を算定する。

【月単位の平均休日率の算出】

技術者・技能労働者の一人あたりの休日日数の割合 (%)

= 1ヶ月の技術者・技能労働者の休日日数 ÷ 1ヶ月の工期日数

平均休日率 (%) = 1ヶ月の全ての技術者・技能労働者の休日日数の割合の合計

÷ 1ヶ月の全ての技術者・技能労働者数の合計

・ 工期日数とは、工事着手日から現場完了日までの期間で技術者及び技能労働者の従事期間(1ヶ月毎)とする。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

・ 下請けの場合、工期日数は施工体制台帳上の工期から対象外の期間を除いて設定する。

(月単位の休日率の算出例)

1か月目

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均休日率
A建設	●●	30	9	30.0%	28.7%
	■●	30	8	26.7%	
B建設	○○	25	7	28.0%	
(一次下請)	□□	20	6	30.0%	
月ごとに実績を確認					4週8休以上

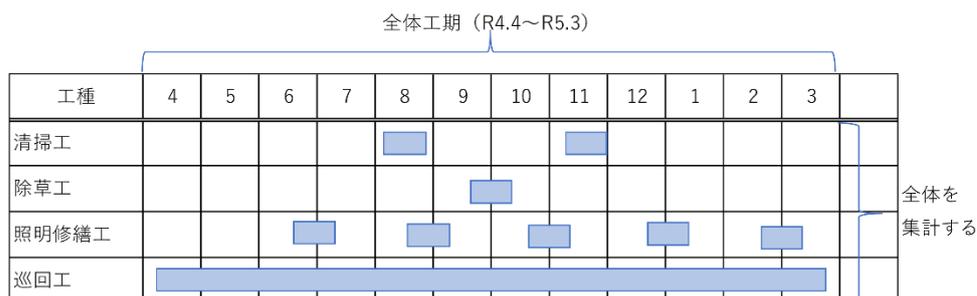
月ごとに休日率を確認

2か月目

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均休日率
A建設	●●	30	8	26.7%	27.8%
B建設(一次下請)	○○	25	7	28.0%	
C建設	××	18	5	27.8%	
(二次下請)	△△	14	4	28.6%	
月ごとに実績を確認					4週8休×

月ごとに休日率を確認

(月単位の対象工種・確認対象期間)



※ 工種ごとに毎月の達成状況を算定する。

【通期の休日率の算出】

技術者・技能労働者の一人あたりの休日日数の割合 (%)

= 技術者・技能労働者の休日日数 ÷ 工期日数

休日率 (%) = 技術者・技能労働者の休日日数の割合の合計

÷ 全ての技術者・技能労働者数の合計

・対象期間とは、工事着手日から現場完了日までの期間で技術者及び技能労働者の従事期間とする。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

・休日日数の割合は、対象者ごとの「当該工事における休日日数/工期日数※」により算出する。

※工期日数は、前述した対象期間と同様の扱いとする。なお、下請けの場合、工期日数は施工体制台帳上の工期から対象外の期間を除いて設定する。

(通期の休日率の算出例)

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均休日率
A建設	●●	300	90	30.0%	28.8%
	■	300	80	26.7%	
B建設 (一次下請)	○○	200	60	30.0%	
	□□	200	65	32.5%	
C建設 (二次下請)	××	100	25	25.0%	
	△△	80	23	28.8%	
現場完了後に実績を確認					4週8休以上

現場完了後に休日率を確認

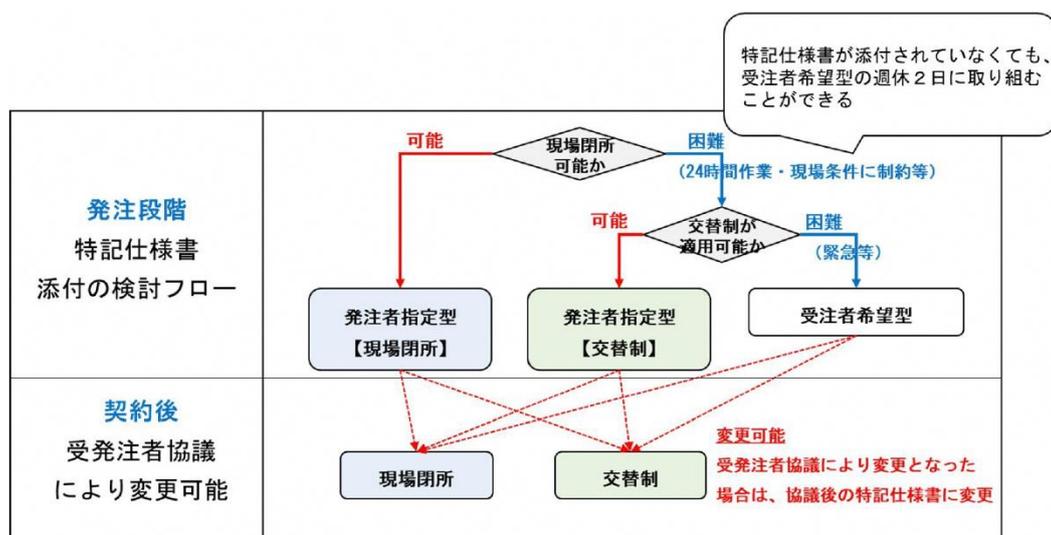
(対象期間全体の達成状況により補正を決定する)

4 発注方式

週休2日適用工事（交替制）は発注者指定型を基本とする。また、「週休2日適用工事（交替制）特記仕様書」が添付されていない場合は受注者希望型とし、週休2日の取組内容について、現場着手前に受発注者協議する（通期の週休2日交替制は必須）。

【解説】

- 当初、交替制で発注した場合でも、現場着手前の受発注者協議において、現場条件等により現場閉所が可能な場合は、週休2日（現場閉所）に変更することができる。週休2日（現場閉所）に変更した場合は、当初に添付した特記仕様書を現場閉所に読み替えるものとし、取組にあたっては、週休2日適用工事（現場閉所）実施要領によることとする。
- 当初、特記仕様書が添付されていない場合は、受注者希望型として現場着手前に受発注者協議により現場閉所又は交替制を選択し、対象工事として取り組むことができる。週休2日に取り組む場合は、新たに特記仕様書を添付する。



現場閉所：工事現場を休工することで週休2日を達成

交替制：工事現場は止めず、作業員が交替しながら休日を確保することで週休2日を達成

〔条件明示の例〕

○施工条件関係

明示事項 I 工程関係

施工条件 4 その他

受発注者協議により週休2日適用工事（交替制）の対象とし、完全週休2日交替制に取り組むものとする。対象期間内の達成状況に応じて、設計変更の対象とする。

5 積算方法等

(2) 補正方法

- ① 当初予定価格から月単位交替制の週休2日を達成した場合の補正係数を、労務費及び現場管理費率（以下、「各経費」という。）に乘じるものとする。なお、市場単価・土木工事標準単価における週休2日交替制の補正については、別紙「週休2日補正係数一覧表」によるものとする。また、休日率を算出する際、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は、算出の対象外とする。
- ② 工事契約後、受発注者協議により決定した週休2日の取組内容について、対象期間内の休日率の達成状況に応じて、変更契約するものとする。

【解説】

○発注者指定型【交替制】の場合は、当初予定価格を月単位交替制で補正し、工事契約後に受発注者協議により決定した取組の達成状況に応じて変更契約等を実施する。

8 技術者及び技能労働者の休日の確認方法等

発注者は、書類の作成負担等を考慮し、休日率を確認できる既存資料等（休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について受注者に提示を求め、休日率の状況を確認するものとする。

発注者による休日率の確認は月1回程度を目安とし、週休2日交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

【解説】

○現場着手前の受発注者協議において、週休2日の取組内容及び週休2日達成状況の確認方法・頻度について工事打合せ簿により双方合意の上、決定する。

○発注者は、書類の作成負担等を考慮し、取組状況の確認や、要因分析等のための新たな資料を別途作成することを受注者に求めてはならない。